

上郡町公式 LINE 運用ガイドライン

令和3年2月12日策定

上郡町総務課

令和6年8月30日改定

上郡町企画広報課

1 LINEとは

LINEは、国内最大のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)であり、「友だち」登録したユーザーと、トーク機能やタイムライン機能等(以下「トーク等」という。)で交流することができるサービスとなっている。

2 本ガイドラインの目的

世代を問わずスマートフォン利用者に浸透している SNS である LINE を情報発信媒体として利用することで、住民等に行政情報を効果的に伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定める。

3 適用範囲

このガイドラインは、本町公式 LINE を運用する全ての者に適用する。

4 LINE 公式アカウント

LINE 公式アカウントは、設置した当該課がその管理を行う。

5 投稿

- (1) トーク等への投稿者は、原則として当該課の職員のみとする。
- (2) 投稿内容は、原則として当該課の情報とする。
- (3) 投稿に対するコメント等への個別の対応については、当該課において運用を決定する。
- (4) 投稿内容と関係のないコメントや、好戦的・反社会的な内容、公序良俗に反した内容、著作権侵害など法律に抵触する内容のコメントが寄せられた場合には、投稿者に許可なく「非表示」または「削除」を行うものとする。

6 乗っ取り・成りすましへの対応

アカウントが乗っ取られた場合、成りすましを発見した場合は、速やかに運営サポートに連絡し対応を要請するとともに、町公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

7 遵守事項

このガイドラインのほか、上郡町ソーシャルメディア等の運用に関する基本ガイドライン、LINE 利用規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

8 停止または削除

LINE 公式アカウントの運用が困難と判断される場合には、町公式ホームページに明記したうえで速やかに運用を停止、またはアカウントを削除するものとする。

9 その他

- (1) 投稿内容に関しては、投稿した職員の所属する課がその責を追うものとする。
- (2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、企画広報課長は対象職員に対して一定期間 LINE 公式アカウントを運用することを禁止することができる。
- (3) このガイドラインに定めがない事項については、企画広報課が適切な判断を行うものとする。